

## 神戸市フードバンク活動支援助成金交付要綱

### (目的)

**第1条** この要綱は、フードバンク活動団体による食品ロス削減に資する取組みが安定的かつ継続的に行うための支援及びフードバンク活動に新たに取り組む団体の育成を支援することにより、市内のフードバンク機能の維持確保及び拡充、ひいては食品ロス削減の促進を図ることを目的とする。

2 助成金の交付等に関して、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。)に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

### (用語の定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) フードバンク活動団体 生産者又は製造、流通、小売り等の事業者(以下「食品寄付者」という。)から、未利用食品等まだ食べることができる食品(以下「余剰食品」という。)を集めて、それらを必要とする福祉施設やフードパントリー、こども食堂等の団体(以下「福祉団体等」という。)に無償で配分する活動を行う非営利団体

(2) 食品ロス 生産又は製造から販売までの流通の過程で発生した規格外品、包装への印字ミスやパッケージ破損等で販売できない食品、売れ残り品、飲食店、家庭で余剰になった食品等の本来食べられるにもかかわらず廃棄される食品

### (交付の対象団体)

**第3条** 助成金の交付対象となる団体は、食品寄附等に関する官民協議会作成の「食品寄附ガイドライン」等に沿った食品の品質確保及び衛生管理、情報管理等の適切な運営確保を行う拠点を神戸市内に有するフードバンク活動団体とする。なお、営利、宗教又は政治を目的として助成対象事業を実施する団体は対象としない。また、法令等に違反する団体、反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する団体、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある行為を行う団体も対象としない。

2 助成金を受給しようとする団体は、神戸市内の食品寄付者及び神戸市民(フードドライブによる回収分含む。)から食品寄付の申し出があった際は、原則受け入れなければならない。また、神戸市内の福祉団体等から食品提供希望があった際は、原則提供しなければならない。

3 助成金を受給しようとする団体は、様式第1号による神戸市フードバンク活動団体認定申請書及び関係書類を市長に提出し、市長の認定を受けなければならない。

4 市長は前項の申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、適当と認める場合に様式第2号による神戸市フードバンク活動団体認定決定通知書により通知する。なお、市長

は認定に際し、条件を付すことができるものとする。

- 5 前項の決定通知書を受けた団体（以下「認定団体」という）で、認定申請書の内容に変更があった場合は、様式第3号による神戸市フードバンク活動団体変更申請書により、その内容を市長に提出しなければならない。
- 6 認定団体が認定を取り消す場合は、様式第4号による神戸市フードバンク活動団体認定取消届出書を提出しなければならない。
- 7 市長が不相当と認める場合には、市長は認定を取り消すことができる。

（交付の対象事業）

**第4条** 助成金の交付対象となる事業は、前条の拠点において、食品寄付者等から余剰食品の提供を受けて、必要な食品を十分に入手することができない者を支援する福祉団体等に提供する活動及びそれに付随するもの（以下「助成対象事業」という。）とする。なお、当該年度分に限り市長が交付を決定する前に実施した事業についても対象に含めるものとする。

- 2 前項に定める助成対象事業にあっても、市長が不相当と認める場合には対象としない。

（助成金の対象経費）

**第5条** 助成金の対象となる経費（消費税を含む。）（以下「助成対象経費」という。）は、本要綱の目的を達するために必要となる経費とし、次の各号に掲げる経費とする。

- （1）拠点に係る経費（事務所等賃借料・共益費、光熱水費）
- （2）フードバンク活動に要する経費（車両燃料費・通行料、食料配送料）
- （3）寄付増につながる経費（広告宣伝費、委託費（デザイン等）、印刷製本費、郵送費）

- 2 国や地方公共団体等から、助成等を受ける経費については、助成対象外とする。ただし、助成を受ける経費が重複しなければ、国や地方公共団体等から類似の助成等を受けることはできるものとする。

（助成金の額）

**第6条** 助成金の額は、予算の範囲内において、当年度における前条に定める助成対象経費の合計額に、認定団体が食品を無償で提供した食品量のうち神戸市内の福祉団体等に提供した割合を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる金額を限度額として市長が決定する。

- （1）市内の福祉団体等への食品提供量15t以上：1,000千円
- （2）同1t以上：500千円

（交付の申請）

**第7条** 補助金規則第5条第1項に基づき助成金の交付を受けようとする認定団体（以下

「申請団体」という。)は、当該事業を実施しようとする年度の6月末日までに、様式第5号による神戸市フードバンク団体活動支援助成金交付申請書(以下「申請書」とする)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 事業計画書又はこれに代わる書類(当年度の食品提供見込量、うち神戸市内の福祉団体等への食品提供見込量を必ず記載すること。)
  - (2) 助成対象事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 申請団体が交付の申請をすることができるのは、一年度につき一回とする。

(交付の決定)

**第8条** 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、補助金規則第6条による助成金の交付決定を行うときは、申請団体に対して、様式第6号による神戸市フードバンク活動支援助成金交付決定通知書(以下「決定通知書」という。)により通知するものとする。なお、市長は交付決定に際し、条件を付することができるものとする。

- 2 市長は、補助金規則第6条第3項による助成金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、様式第7号による神戸市フードバンク活動支援助成金不交付決定通知書により通知するものとする。

(助成金の概算払の請求)

**第9条** 助成金は交付決定後、概算払することができる。決定通知書の通知を受けた申請団体(以下「交付対象団体」という。)が、助成金の概算払を受けようとするときは、様式第8号による神戸市フードバンク活動支援助成金概算払請求書(以下「概算払請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の概算払請求書を受理したときは、その内容を審査のうえ、適当と認められる場合は、決定通知書で通知した額を上限として、速やかに交付対象団体に概算払で交付するものとする。

(助成対象事業の変更等)

**第10条** 交付対象団体は、第8条第1項の交付決定内容について、助成対象事業等の内容、経費の分配又は遂行計画に大幅な変更が見込まれるときは、様式第9号による神戸市フードバンク活動支援助成金交付決定内容変更承認申請書(以下「変更承認申請書」という。)を当該助成対象事業の交付決定日の属する市の会計年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前条の変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、適当と認められる場合は、様式第10号による神戸市フードバンク活動支援助成金交付決定内容変更通知書(以下「変更通知書」という。)により速やかに通知するものとする。なお、市長

は交付内容変更の際し、条件を付することができるものとする。

(助成対象事業の中止又は廃止)

**第 11 条** 交付対象団体は、第 8 条第 1 項の交付決定内容又は第 10 条第 1 項の交付変更内容について、助成対象事業を中止又は廃止する場合は、様式第 11 号による神戸市フードバンク活動支援助成対象事業等中止(廃止)承認申請書(以下「中止(廃止)承認申請書」という。)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の中止(廃止)承認申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、適当と認められる場合は、様式第 12 号による神戸市フードバンク活動支援助成対象事業等中止(廃止)承認通知書(以下「中止(廃止)承認通知書」とする。)により、交付対象団体へ通知するものとする。

(実績報告及び助成金の確定及び精算等)

**第 12 条** 交付対象団体は、助成金の交付決定通知を受けた年度の終了後、速やかに様式第 13 号による神戸市フードバンク活動支援助成金実績報告書(以下「実績報告書」とする。)を市長に提出しなければならない。なお、中止(廃止)承認通知書の通知を受けた交付対象団体はその通知を受けた日から概ね 1 か月以内に実績報告書を提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 助成対象事業の実施状況が分かる書類(当年度の食品提供量、うち神戸市内の福祉団体等への食品提供量を必ず記載すること。)

(2) 助成対象事業に係る収支決算書又はこれに代わる書類

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、実績報告書と前項の添付書類を審査し、助成金の交付決定又は変更の内容及びこれらに付した条件に適合すると認めるときは、決定通知書で通知した額又は変更通知書で通知した額(以下「交付決定額」という。)を上限として、助成金の額を確定し、様式第 14 号による神戸市フードバンク活動支援助成金交付額確定通知書を交付対象団体に通知するものとする。

4 市長は、第 3 項により確定した助成金の額(以下「交付確定額」とする。)が、交付決定額と同額である場合は、補助金規則第 16 条第 2 項の規定に基づき、前項の規定による通知を省略する。

5 市長は、補助金規則第 16 条により補助金の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、本条 1 項の実績報告書受理後 30 日以内に期限を定めて、確定した交付額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

6 交付対象団体は、市長から前項の請求があったときは、期限内に、市長の指定する方法で精算しなければならない。

(助成金の請求)

**第13条** 前条による交付確定額の決定を受け、交付対象団体が助成金の交付を受けようとするときは、様式第15号による神戸市フードバンク活動支援助成金交付請求書を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに助成金を交付対象団体に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

**第14条** 市長は、補助金規則第19条による助成金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を様式第16号による神戸市フードバンク活動支援助成金交付決定取消通知書により、当該交付対象団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を取消した場合において、すでに助成金を交付しているときは、期限を定めて助成金を返還させるものとする。

(その他)

**第15条** この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、環境局長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。